

【別表1】 建設業の種類及び略号

建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号
土木工事業	土	鋼構造物工事業	鋼	熱絶縁工事業	絶
建築工事業	建	鉄筋工事業	筋	電気通信工事業	通
大工工事業	大	ほ装工事業	ほ	造園工事業	園
左官工事業	左	しゅんせつ工事業	しゅ	さく井工事業	井
とび・土工工事業	と	板金工事業	板	建具工事業	具
石工事業	石	ガラス工事業	ガ	水道施設工事業	水
屋根工事業	屋	塗装工事業	塗	消防施設工事業	消
電気工事業	電	防水工事業	防	清掃施設工事業	清
管工事業	管	内装仕上工事業	内		
タイル・れんが・ブロック工事業	タ	機械器具設置工事業	機		

【別表2】 業種及び内容説明一覧表

【注意】「申請に必要な条件」欄に建設業許可の種類（略号）、経審の業種（略号）が2以上示されている場合は、61 水道管更生工事の許可を除き、いずれか1種類の許可及び経審を有していなければなりません。

業種番号	業 種 名	同時に申込ができない業種の番号	内 容	申請プログラムへの入力が必要な事項	申請に必要な条件	
			工 事 例		申請先自治体と契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等（略号）	総合評定値を必要とする経審の業種（略号）
01	道路舗装工事	11. 12. 13. 14. 15	道路等の地盤面を舗装する工事		ほ	土 ほ
			道路舗装工事、道路築造工事、路面補修工事			
02	橋りょう工事	11. 12. 13. 14. 15	橋りょう工事（橋台・橋脚等の下部工事含む。鋼けた・PCけた等上部の工事は除く）		土	土
			橋脚工事、橋台工事、橋梁下部工事			
03	河川工事	11. 12. 13. 14. 15	河川、海岸等の堤防や護岸を築造する工事		土	土
			護岸工事、港湾工事、防潮堤工事			
04	水道施設工事	11. 12. 13. 14. 15	取水、浄水等の施設を築造する工事及び配水管等を敷設する工事		水	土 水
			導水路工事、浄水場築造工事、導水管・配水管布設工事			

業種 番号	業 種 名	同時に 申込が できない業種 の番号	内 容		申請プロ グラムへ の入力が 必要な 事項	申請に必要な条件	
			工 事 例			申請先自治体と 契約する営業所 において必要と する建設業許可 の種類等（略号）	総合評定値 を必要とする経審の業 種（略号）
05	下水道施設 工事	11. 12. 13. 14. 15	下水道管渠（污水管のほか雨水管を含む）を敷設する工事及び、下水処理場・ポンプ所等について行う土木工事 幹線工事、枝線工事、処理場建設工事、ポンプ所建設工事			土 水	土 ほ 水
06	一般土木工事	11. 12. 13. 14. 15	他の業種に該当しない土木工事 溝渠工事、造成工事、林道工事、擁壁工事、消波ブロック製作工事			土 と	土 と ほ 水
07	建築工事	08～15 31. 37. 38	建築物を建設又は補修する工事 学校等建築工事			建	建
08	電気工事	07. 11. 12. 13. 14. 15. 29. 30	屋内電気、受変電、送配電設備等の電気工作物を設置する工事 屋内電気設備工事、街路灯設備工事、野外照明設備工事			電	電
09	給排水衛生 工事	07. 11. 12. 13. 14. 15. 29. 30	給水、排水衛生、ガス等のための施設を設置する工事 給湯設備工事、給（排）水管取替工事、衛生器具取替工事			管	管
10	空調工事	07. 11. 12. 13. 14. 15. 29. 30	冷暖房、空気調和のための施設を設置する工事 冷暖房設備工事、空気調和設備工事			管	管 機
11	建築設計	01～10	建築物の設計、監理及び耐震診断調査 庁舎設計、学校設計、病院設計		得意分野	建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定に基づく建築士事務所の登録	
12	土木設計	01～10	土木工作物の設計及び監理 道路設計、橋りょう設計、上下水道設計		得意分野		
13	設備設計	01～10	電気、給水衛生、空調設備等の設計及び監理 電気設備設計、機械設備設計		得意分野		

業種 番号	業 種 名	同時に 申込が できない業種 の番号	内 容		申請プロ グラムへ の入力が 必要な 事項	申請に必要な条件	
			工 事 例			申請先自治体と 契約する営業所 において必要と する建設業許可 の種類等（略号）	総合評定値 を必要とする 経審の業 種（略号）
14	測量	01～10	土地等の測量及び地図の調製	得意分野	測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定に基づく測量業者の登録		
			地上測量、深淺測量				
15	地質調査	01～10	土地の土質及び地質等の調査				
			物理探求、ボーリング探査、電波探査、磁気探査				
16	さく井		さく井機等を用いてさく井、浅井戸築造等を行う工事		井	井	
			さく井工事、浅井戸築造工事、さく孔工事				
17	船舶		20トン以上の船舶の製造及び修繕	請負可能 分野及び ドック又は 船台保有 の有無			
19	しゅんせつ 埋立て		ポンプ船を使用して、河川、港湾等の水底をしゅんせつし、その土砂で埋立てる工事	ポンプ船 保有の有 無	しゅ	土しゅ	※ポンプ船を保有していること
			しゅんせつ土砂送泥（埋立）工事				
20	しゅんせつ		しゅんせつ船で、河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせ つ船保有 の有無	しゅ	土しゅ	※しゅんせつ船を保有していること
			しゅんせつ工事				
21	潜かん		ケーソンを使用し、掘削しながらそのケーソンを沈める工事		土	土	
			橋りょう基礎工事、排水機場基礎工事				
22	軌道		高速電車、路面電車等の軌道敷設工事、改良工事及び軌道の継目を溶接する工事		土電鋼	土電鋼	
			軌道敷設工事、まくらぎ交換工事、軌道改良工事、道床交換工事、レール交換工事				
23	シールド工事		シールド工法によりトンネルを構築する工事		土水	土水	
			地下鉄工事、管理設工事				

業種 番号	業 種 名	同時に 申込が できない業種 の番号	内 容		申請プロ グラムへ の入力 が 必要 な 事項	申請に必要な条件	
			工 事 例			申請先自治体と 契約する営業所 において必要と する建設業許可 の種類等（略号）	総合評定値 を必要とする 経審の業 種（略号）
24	推進工事		推進工法により管等を埋設する工事 管理設工事			土 水	土 水
25	地下鉄工事		地下鉄を構築する工事			土	土
27	造園		庭園、公園、緑地帯等の苑地を築造する工事 公園整備、植栽、水景等の工事	施工可能 分野		園	園
28	運動場施設		グラウンド、コート等の新設又は改良工事 テニスコート新設工事、競技場新設工事、野球場改良工事			土 と	土 と
29	コンクリート プレハブ	08.09. 10.31. 37.38	PC、PS、HPC工法によるプレハブ工事 都営住宅建設工事	施工可能 分野		建	建
30	鉄骨プレハブ	08.09. 10.31. 37.38	上記の「29 コンクリートプレハブ」に含まれないプレハブ工事 仮設事務所建設工事	工場保有 の有無		建 ※自社で工場を保有していること	建
31	ひき家・解体	07.29. 30	既存建物等の移動又は取り壊し工事	施工可能 分野		建 と	建 と
32	消火設備		消火設備、避難設備、消火活動等に必要施設を設置又は工作物に取り付ける工事 屋内消火栓設置工事、火災報知設備工事、救助袋設置工事	施工可能 分野		消	管 機 通 消
33	電話・通信		有線及び無線等により電気通信する設備を設置する工事 電信電話線路設備工事、鉄道通信設備工事	施工可能 分野		通	通
34	拡声装置		放送機械等を設置する工事 放送設備工事			通	通
35	畳		畳の製作、敷込み及び表替え工事			内	内
36	内装仕上		建築物の内装仕上げを行う工事 防音工事、インテリア工事			内 具	内 具

業種 番号	業 種 名	同時に 申込が できない業種 の番号	内 容		申請プログラムへの 入力が必要な 事項	申請に必要な条件	
			工 事 例			申請先自治体と 契約する営業所 において必要とする建設業許可 の種類等（略号）	総合評定値 を必要とする経審の業 種（略号）
37	一般塗装	07. 29. 30	塗料塗材等を工作物に吹付け又は張付ける工事（75 道路標示塗装に含まれるものを除く） 塗装工事			塗	塗
38	橋りょう塗装	07. 29. 30	橋りょう、横断歩道橋等の塗装 橋梁塗装工事			塗	塗
39	防水		建築物の防水を行う工事		施工可能 分野	左 防	左 防
40	鉄骨架構		鋼材の加工又は組上げにより工作物を 築造する工事（橋梁上部工事及び開門 水門の開扉設置工事を除く） 鉄骨組立工事、鉄塔工事		工場保有 の有無	鋼	鋼
						※自社で工場を保有していること	
41	鋼けた		鋼材の加工又は組上げにより橋りょう 上部を構築する工事 橋りょう上部工事、横断歩道橋工事		工場保有 の有無	鋼	鋼
						※自社で工場を保有していること	
42	PCけた		PCけたを設置する工事 橋りょう上部工事、高架道路		工場保有 の有無	土 と	土 と
						※自社で工場を保有していること	
43	水門門扉		鋼材の加工又は組上げにより水門門扉 を製作し取り付ける工事 水門門扉改修工事		工場保有 の有無	鋼	鋼
						※自社で工場を保有していること	
44	ポンプ据付け		ポンプを据付ける工事（据付けるポン プの製作を含む場合あり） 排水機場ポンプ据付け工事、送配水ポ ンプ等据付け工事			機 井	機 井
45	水処理装置		水処理（浄水場の浄水施設や、排水処 理施設）のための設備及び装置を設置 する工事 活性汚泥槽設備、浄水場洗浄設備、薬 品注入設備		施工可能 分野	機 水 清	機 水 清

業種 番号	業 種 名	同時に 申込が できない業種 の番号	内 容		申請プロ グラムへ の入力が 必要な 事項	申請に必要な条件	
			工 事 例			申請先自治体と 契約する営業所 において必要と する建設業許可 の種類等（略号）	総合評定値 を必要とする経審の業 種（略号）
46	焼却設備		焼却炉及びそれに付随する焼却機械設備の製作取付（下水汚泥の焼却設備を含む）	火葬場焼却設備、汚泥焼却設備	施工可能 分野	夕機清	夕機清
47	ボイラー		ボイラーの製作及び取付	ボイラー設備工事（蒸気給湯）		機	機
48	エレベーター		昇降機等の製作及び取付	エレベーター設置工事、エスカレータ設置工事、小荷物専用昇降機設置工事		機	機
49	電車線架線		高速電車、路面電車等の電車線路敷設工事	電車線路工事		電	電
50	地中線		電線路及び通信線路ケーブルの敷設工事	地中線電線路工事、ケーブル敷設工事		電通	電通
51	鉄道信号装置		高速電車、路面電車等の信号保安設備工事	自動閉そく信号装置工事（踏切遮断機工事）、継電連動装置設備工事（転つ機工事）		電機通	電機通
52	計装装置		測定機器設置及び制御装置の設置等工事	各種制御設備、水質用計測設備、幹線遠隔計装置設備、隔側メーター設置電子計算設備（データ処理設備）		機通	機通
53	沈砂池・沈殿池 機械設備工事		浄水場、下水処理場及びポンプ所等の沈砂池機械設備工事、沈殿池機械設備工事	沈砂池機械設備工事、沈殿池機械設備工事、汚泥濃縮槽機械設備工事、汚泥貯留槽機械設備工事、処理場・ポンプ所ろ格機整備工事、阻水扉整備工事		機水	機水

業種 番号	業 種 名	同時に 申込が できない業種 の番号	内 容		申請プログラムへの 入力が必要な 事項	申請に必要な条件	
				工 事 例		申請先自治体と 契約する営業所 において必要とする 建設業許可の種類等（略号）	総合評定値 を必要とする経審の業 種（略号）
55	送風機機械 設備工事		下水処理場・ポンプ所の送風機機械設 備工事	送風機設備工事、処理場機械棟送風機 設備工事		機	機
56	ばっ気槽散気 設備工事		下水処理場のばっ気槽散気設備工事	ばっ気槽整備工事、ハイドロリック装 置散気設備工事、ばっ気槽水位調整せ きその他設備工事		機 水	機 水
57	汚泥脱水 設備工事		浄水場、汚泥処理工場の脱水設備工事	塩化第二鉄貯留槽整備工事、擬集混和 槽整備工事		機 水	機 水
58	消化槽機械 設備工事		汚泥消化槽機械設備工事	汚泥槽機械設備工事		機	機
59	ガス貯留 設備工事		汚泥消化槽から発生するガスの貯留設 備工事	消化ガス貯留設備工事、消化ガス燃焼 設備工事		機	機
60	公設ます工事		宅地等からの下水を公共下水道へ流入 させるための公設ます工事	ます工事		土 と	土 と
61	水道管更生 工事		公道下にある既設配水管内をクリーニ ングライニング等を行い、管を更生 させる工事（公道を除く敷地内にある 管への施工は 97 パイプラインング）	配水小管更生工事		管及び水 （両方が必要）	管 水

業種 番号	業 種 名	同時に 申込が できない業種 の番号	内 容		申請プロ グラムへ の入力が 必要な 事項	申請に必要な条件	
			工 事 例			申請先自治体と 契約する営業所 において必要と する建設業許可 の種類等(略号)	総合評定値 を必要とする 経審の業 種(略号)
62	石綿処理		吹付けアスベストの除去、封じ込め、 囲い込み工事		施工可能 分野	建 と 塗 内	建 と 塗 内
			アスベスト除去工事、石綿撤去工事			石綿障害予防規則(平成17年2 月24日厚生労働省令第21号) に定める石綿作業主任者(特定 化学物質等作業主任者(平成 18年3月31日までに取得した 者を含む。)及び廃棄物の処理 及び清掃に関する法律(昭和 45年法律第137号)に定める 特別管理産業廃棄物管理責任 者を直接的かつ恒常的に雇用 していること	
63	機械器具設置		他の業種に含まれない機械器具の設 置			機	機
			機械式駐車装置設備工事、モノレール 分岐装置製作・架設工事				
64	屋根		屋根の設置、ふき替えの工事			屋	屋 防 建
			屋内野球場屋根設置工事				
66	金網さく		窓手すり、ネット、フェンス、柵、落 石防止網等を設置する工事(76 ガー ドレールに含まれる交通安全用の防 護柵を除く)			と 鋼	と 鋼 建
			住宅窓手摺取付工事、防水スクリーン 設置工事				
67	板金		板状の金属により構成された設備等 の改修、補修工事			板	板 鋼
			雨樋改修工事、煙道保温その他補修工 事				
68	サッシ		窓枠及び飾りに付ける建具類の取付、 取替工事		施工可能 分野	具	具 建
			窓枠取替工事				
69	シャッター		シャッター(よろい戸)工事		施工可能 分野	具	具 機 建
			シャッター取替工事				

業種 番号	業 種 名	同時に 申込が できない業種 の番号	内 容	申請プロ グラムへ の入力が 必要な 事項	申請に必要な条件	
			工 事 例		申請先自治体と 契約する営業所 において必要と する建設業許可 の種類等（略号）	総合評定値 を必要とする経審の業 種（略号）
70	起重機		クレーン等の製作・据付工事、改修工 事及び修繕		機	機
			天井クレーン製作据付工事			
72	冷凍・冷蔵庫 工事		冷凍庫・冷蔵庫等の据付工事、改修工 事等		管 機	管 機 絶
			定温設備新設工事、低温・冷凍設備工 事			
73	グラウト		地盤改良等のために地中に地中材を 入れる工事		土 と 防	土 と 防
			地盤改良工事			
74	道路標識設置		交通標識及び道路標識の設置工事		土 と 電 通	土 と 電 塗 機 通
			道路案内標識設置工事			
75	道路標示塗装		道路の路面に白線を引いたり、塗装を 行ったりする工事		塗	土 と 塗 機
			溶着式道路標示塗装工事、点状高輝度 路面表示工事			
76	ガードレール		ガードレール等の交通安全対策用の 防護柵工事		土 と	土 と
			ガードフェンス設置工事			
77	モルタル 吹付け		道路の法面保護等を目的としたモル タルの吹付けを行う工事		土 左 と 防	土 左 と 防
			道路改良（法面保護）工事、進入路法 面処理工事			
78	植生		草花などを植える工事（27 造園と異な り、草花の植え付けのみを行うもの）		土 と 園	土 と 園
			洋芝種子吹付け工事、野芝吹付け工事			
79	運動器具設置		運動器具等の設置工事		と 機 園	と 機 園
			フィールドアスレチック・バスケット ゴール・トリムコース新設工事			

業種 番号	業 種 名	同時に 申込が できない業種 の番号	内 容	申請プロ グラムへ の入力が 必要な 事項	申請に必要な条件	
			工 事 例		申請先自治体と 契約する営業所 において必要と する建設業許可 の種類等（略号）	総合評定値 を必要とする経審の業 種（略号）
80	テレビ共聴 工事		電波障害等の影響のあるテレビを、正 常に視聴可能な状態とするための工 事 テレビ共同受信施設工事		通	通 電
81	防音壁 ・しゃ音壁		音を防いだり、しゃ断したりする壁を 設置する工事 しゃ音壁設置工事、吸音版及び内装板 設置工事		土 と 建	土 と 建
82	舞台装置		舞台装置等を設置する工事 舞台機構設置工事、舞台照明設備工 事、ホール吊物工事		電 機	電 機 建
84	と場施設		食肉市場等のと場施設の設備工事 と場皮はぎ機改良工事、食肉センター 電殺プラント設備工事、ガス麻醉設備 工事		鋼 機	鋼 機 土
86	ガソリンスタ ンド		給油所の改修や設備の設置、取替え等 を行う工事 給油取扱所改修工事		建 鋼 機	建 鋼 機 土
87	PCタンク		水源施設の貯水タンクを設置する工 事 水源（配水地）築造工事、配水場建設 工事		土 と	土 と
91	すべり止め舗 装		交差点の手前・坂道などの路面にブレ ーキがかかり易いような舗装を行う 工事 路面補修（樹脂系のペイントを散布す る）工事、橋面補修工事		土 ほ	土 ほ 塗
92	樹脂塗装		合成樹脂ペイントの塗料を使用して 建物の内外、船舶、管等を塗装する工 事 建物防蝕樹脂塗装工事、ライニング工 事、床等補強防水工事		塗 防	塗 防

業種 番号	業 種 名	同時に 申込が できない業種 の番号	内 容	申請プロ グラムへ の入力が 必要な 事項	申請に必要な条件	
			工 事 例		申請先自治体と 契約する営業所 において必要と する建設業許可 の種類等（略号）	総合評定値 を必要とする経審の業 種（略号）
93	陸上信号機		交通信号機、交通管制機構施設等の設置などを行う工事		電 機 通	電 機 通
			交通信号機更新整備工事、交通管制機構施設（制御シミュレート装置）増設工事			
94	伸縮継手		橋りょう等に補強するための伸縮自在の継手を設置する工事		土 と 鋼	土 と 鋼 左 塗 機
			陸橋伸縮装置補修工事、橋梁維持、伸縮継手取替補修工事			
95	鉄鋼加工		鉄鋼を加工して、施設を補修又は新設する工事		鋼	鋼 機 建
			都電乗降場上屋新設工事、上屋開閉テント工事、バス停留所上屋新設工事			
96	ウェルポイント		地盤中にウェルポイントを打ち込み、地下水を汲み上げて地盤の改良を行う工事		土 と	土 と
			沈砂地ポンプ棟築造に伴う排水工事			
97	パイプライニング		公道を除く敷地内にある給水管等の管の内側壁を耐熱材・耐薬品材などで被覆する工事（公道下にある管の施工は61 水道管更生工事）		管	管
			学校給水管更生工事			
98	脱硫・脱臭		大気汚染防止のため、ボイラー・焼却炉等から発生する排煙から硫酸化物や窒素酸化物を除去するための設備を設置する工事		機 水	機 水
			下水処理場脱硫設備工事 *脱硫・脱臭設備に関する工事であれば該当する（例：雨水滞水地下水汚泥処理、沈砂地設備工事という件名がついていても）			

業種 番号	業 種 名	同時に 申込が できない業種 の番号	内 容	申請プロ グラムへ の入力が 必要な 事項	申請に必要な条件	
			工 事 例		申請先自治体と 契約する営業所 において必要と する建設業許可 の種類等（略号）	総合評定値 を必要とする経審の業 種（略号）
特殊工事（99 番台）						
9901	基準タンク		タストタンク、プラインタンク、中圧 タンク等、基準タンクの据付け、加工、 改造工事 タストタンク、プラインタンク、中圧 タンク、高架水槽、LNG		鋼 機	鋼 機
9902	安全溝設置		空港滑走路、車道関係の安全溝（側溝） の工事 空港滑走路改修工事、滑走路グルーピ ング装置、車道（安全溝）設置工事		と	と
9904	空気搬送		空気圧による搬送設備の設置工事（エ アーシューター、気送管等） 荷役機械、廃棄物運搬用パイプライン 施設、廃棄物処理管路工事		機	機
9906	床版補強		橋等の床版を補強するための工事（41 鋼けた、42 PCけたに属するものを 除く） 陸橋補修工事、床版補強（補修）工事、 橋りょう上部仕上工事		土と鋼	土と鋼
9907	電源設備		バッテリー等を用いて電力を供給す る設備の工事 病院無停電電源設備改修工事、道路施 設整備工事電源設備改修		電 通	電 通
9908	発電設備		水・石油・太陽光等のエネルギーを電 気エネルギーに変換する設備の工事 IC受配電自家発電設備工事、水車発 電機製作、沿岸地域発電所設置工事		電 機	電 機
9909	電気防食		イオン化傾向を利用して水中の金属 の腐食を防止する設備を設置する工 事 電気防食補修工事、埠頭岸壁電気防食 工事		電 塗	電 塗

業種 番号	業 種 名	同時に 申込が できない業種 の番号	内 容	申請プロ グラムへ の入力が 必要な 事項	申請に必要な条件	
			工 事 例		申請先自治体と 契約する営業所 において必要と する建設業許可 の種類等（略号）	総合評定値 を必要とする経審の業 種（略号）
9910	給湯器・浴槽 設備工事		給湯器や浴槽等の設備に関する工事 住宅給湯器・浴槽改修工事		管	管
9911	床仕上		フロアパネルの貼り替え等、床仕上げ を行う工事（OA通信等の配線のため の床工事を含む。配線工事は 33 電 話・通信） OAフロア設置工事、フリーアクセス 増設工事、床上げ工事		内	内
9912	放射線防御		放射線を防御するための施設を設置 する工事 放射線室新設及び増改築工事		内	内
9914	飛散防止工事		ガラス等の飛散防止するための施設 を設置する工事 公会堂等施設ガラス飛散防止フィル ム貼付工事		ガ内	ガ内
9915	ろ過層処理		水処理のためのろ過層に関する工事 ろ過池ろ過砂入替工事、ろ過池ろ過材 更生工事、活性炭入替工事	施工可能 分野		
9917	厨房		厨房設備の設置、改修工事 学校厨房改修工事		管	管
9920	石工事		石材、コンクリートブロック、擬石等 の加工又は積方により工作物を築造 する工事又は工作物に石材を取り付 ける工事 歩行者専用橋（石材）新設工事、ビル 名工事（ビル名を石材に彫る）		石	石
9923	自動ドア装置		自動ドアを設置する工事		具	具
9924	強化樹脂板 取付		水処理施設及び汚泥処理施設からの 悪臭を防止するため、通常、ガラス繊 維強化プラスチックの板で、施設の上 部を覆蓋する工事 下水処理場エアレーションタンク 覆板工事、浄化センター覆板工事		建と屋	建と屋

業種 番号	業 種 名	同時に 申込が できない業種 の番号	内 容	申請プロ グラムへ の入力が 必要な 事項	申請に必要な条件	
			工 事 例		申請先自治体と 契約する営業所 において必要と する建設業許可 の種類等（略号）	総合評定値 を必要とす る経審の業 種（略号）
9925	医療ガス配管		酸素、窒素等、医療施設で使用するガスの配管工事		管	管
			病院医療ガス配管工事			
9926	高圧ガス配管		高圧ガス保安法で定める高圧ガス（特殊ガス）の配管工事		管	管
			研究所特殊ガス配管工事、パルテム（中圧ガス）工事、LPGガス工事			
9930	集じん装置		集じん装置（ごみ・汚泥等を集める装置）工事		機 清	機 清
			処理場汚泥焼却炉灰搬出装置改良工事、焼却施設（集じん装置）建設工事、電気集塵装置工事			
9933	タイル工事		橋面、デッキ面、道路面等のタイル材新設、修繕工事		タ	タ
			タイル材使用の修繕・新設工事（橋面・デッキ面・道路面等）			





[別表4] 保険の加入・制度の導入について（説明）

★経審必要業種に申請する方：入力しないでください。

★経審不要業種のみに申請する方：それぞれ選択・入力してください。

雇用保険	●雇用保険法により、労働者を一人でも雇用する事業主は、全て加入するように義務づけられています。
企業年金制度	●「有」となるのは次のいずれかに加入している場合です。 ・厚生年金基金 ・適格退職年金 ・確定拠出年金（企業型） ・確定給付企業年金（基金型・規約型）
健康保険及び厚生年金保険の加入	●法人及び個人事業所でも常時5人以上の従業員がいる場合には、サービス業の一部を除いて原則として加入が義務づけられています。
法定外労働災害補償制度の加入	●労災の発生に際し、政府の労災保険とは別に上乘せ給付を行なう保険への加入の有無です。「有」とするには次の要件全てに該当していることが必要です。 ・業務災害と通勤（出勤と退勤両方）災害を担保している ・死亡及び労働災害補償保険の傷害等級第1級から第7級を補償（業務起因性疾患は対象外） ・直接使用関係にある下請負人（数次の請負は下請負人全て）の直接使用関係にある職員全てを対象（記名式は不可） ・当該申請者が施工する全工事（共同企業体及び海外工事は除く）を補償（工事現場ごとの契約は対象外）
賃金不払い	●審査基準日直前1年間の件数です。一部しか賃金を支払わない場合、後で賃金を支払ったときは賃金不払いになります。計算方法は、毎月賃金を支給すると定めている場合は、支給しなかった月の数を申請者の全事業所において集計した数値とします（賃金の支給が毎週、毎日となっている場合の不払件数は、それぞれ支給しなかった週、日により算出。）。 ※0の場合は「0」を入力してください。
業務災害による死傷者数	●審査基準日直前2年間の該当件数を入力してください。 業務災害：業務、業務の性質を有す通勤による負傷、疾病、傷害、死亡を含む（通勤災害を除く） 負傷者：当該業務災害により連続4日以上休業した者を指す ※0の場合は「0」を入力してください。
退職一時金制度の導入	●「有」となるのは、次のいずれかに該当する場合です。 ・中小企業退職金共済制度に加入している ・特定退職金共済団体制度に加入している ・自社に退職金制度がある

[別表5] 和暦西暦対応表

和暦西暦対応表その1（明治・大正）

明治 西暦＝和暦＋1867				大正 西暦＝和暦＋1911	
和暦	西暦	和暦	西暦	和暦	西暦
明治 1	1868 9/8 ～	明治 24	1891	大正 1	1912 7/30 ～
明治 2	1869	明治 25	1892	大正 2	1913
明治 3	1870	明治 26	1893	大正 3	1914
明治 4	1871	明治 27	1894	大正 4	1915
明治 5	1872	明治 28	1895	大正 5	1916
明治 6	1873	明治 29	1896	大正 6	1917
明治 7	1874	明治 30	1897	大正 7	1918
明治 8	1875	明治 31	1898	大正 8	1919
明治 9	1876	明治 32	1899	大正 9	1920
明治 10	1877	明治 33	1900	大正 10	1921
明治 11	1878	明治 34	1901	大正 11	1922
明治 12	1879	明治 35	1902	大正 12	1923
明治 13	1880	明治 36	1903	大正 13	1924
明治 14	1881	明治 37	1904	大正 14	1925
明治 15	1882	明治 38	1905	大正 15	1926 ～ 12/25
明治 16	1883	明治 39	1906		
明治 17	1884	明治 40	1907		
明治 18	1885	明治 41	1908		
明治 19	1886	明治 42	1909		
明治 20	1887	明治 43	1910		
明治 21	1888	明治 44	1911		
明治 22	1889	明治 45	1912 ～ 7/30		
明治 23	1890				

## 和暦西暦対応表その2（昭和・平成）

昭和 西暦＝和暦＋1925						平成 西暦＝和暦＋1988	
和暦	西暦	和暦	西暦	和暦	西暦	和暦	西暦
昭和 1	1926 12/25 ～	昭和 22	1947	昭和 44	1969	平成 1	1989 1/8 ～
昭和 2	1927	昭和 23	1948	昭和 45	1970	平成 2	1990
昭和 3	1928	昭和 24	1949	昭和 46	1971	平成 3	1991
昭和 4	1929	昭和 25	1950	昭和 47	1972	平成 4	1992
昭和 5	1930	昭和 26	1951	昭和 48	1973	平成 5	1993
昭和 6	1931	昭和 27	1952	昭和 49	1974	平成 6	1994
昭和 7	1932	昭和 28	1953	昭和 50	1975	平成 7	1995
昭和 8	1933	昭和 29	1954	昭和 51	1976	平成 8	1996
昭和 9	1934	昭和 30	1955	昭和 52	1977	平成 9	1997
昭和 10	1935	昭和 31	1956	昭和 53	1978	平成 10	1998
昭和 11	1936	昭和 32	1957	昭和 54	1979	平成 11	1999
昭和 12	1937	昭和 33	1958	昭和 55	1980	平成 12	2000
昭和 13	1938	昭和 34	1959	昭和 56	1981	平成 13	2001
昭和 14	1939	昭和 35	1960	昭和 57	1982	平成 14	2002
昭和 15	1940	昭和 36	1961	昭和 58	1983	平成 15	2003
昭和 16	1941	昭和 37	1962	昭和 59	1984	平成 16	2004
昭和 17	1942	昭和 38	1963	昭和 60	1985	平成 17	2005
昭和 18	1943	昭和 39	1964	昭和 61	1986	平成 18	2006
昭和 19	1944	昭和 40	1965	昭和 62	1987		
昭和 20	1945	昭和 41	1966	昭和 63	1988		
昭和 21	1946	昭和 42	1967	昭和 64	1989 ～ 1/7		
		昭和 43	1968				